

令和4年10月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会



令和4年10月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和4年10月24日（月曜日）
- 場 所 結城市役所 大会議室1
- 出席委員 黒田光浩教育長  
岩崎勤委員（教育長職務代理者）  
中村義明委員  
赤木信之委員  
田中昌希委員
- 教育委員会事務局  
教育部長 飯田和美  
学校教育課長 大木博、指導課長 久下英彦、  
生涯学習課課長補佐 小森谷信幸、スポーツ振興課課長補佐 佐々木健、  
学校教育課学務係長 小林洋一
- 傍聴人 2名

1 付議案件

- （1）議案第12号 結城市教育事務評価委員の委嘱について〈非公開〉
- （2）議案第13号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について〈非公開〉

2 報告事項

- （1）報告第13号 教育長報告について
- （2）報告第14号 令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針について

学校教育課長      それでは、定刻となりましたので、先に資料の確認をお願いいたします。  
机の上に、令和4年度結城市男女共同参画推進講演会の開催についてのご案内といった、まちづくり協働課長から出ている2枚つづりの資料、そして結城市奨学資金制度という1枚刷りカラー両面の資料を置かさせていただきました。それと、委員さんのお宅に配付いたしました定例会議事日程についてでございます。資料のほう大丈夫でしょうか。

本日、傍聴者が2名いらっしゃいますが、議事を見ていただくと、議案2件については人事案件でございます。皆さんの同意があれば、このまま委員会というふうな形で傍聴は入れずに進めたいと思います。

それでは、黒田教育長より開会宣言をお願いして、教育委員会をお願いいたします。どうぞよろしく申し上げます。

教育長              今、課長からありましたけれども、傍聴者2名ということで、2議案とも人事案件でございますので、非公開でよろしいですか。

（「はい」という者あり）

教育長              では、議案2件終了次第、報告から傍聴していただくということで、どうぞよろしく申し上げます。

では、本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年10月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の議事録署名人を指名いたします。赤木委員によろしく申し上げます。

赤木委員            はい。

### ◎議案第12号 結城市教育事務評価委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

### ◎議案第13号 結城市奨学生選考審議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

### ◎報告第13号 教育長報告について

教育長              続いて、報告に移りたいと思います。

（傍聴人入室）

まず、報告第13号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年10月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

6 ページをご覧ください。

簡単に説明させていただきたいと思います。

10月定例会教育長報告でございます。

1番、アフターコロナに向けた対応ということで、米印書いてありますが、9月、小中学生全部で119人感染しております。括弧は5人、職員です。10月、10月20日時点で26人、小中学生、括弧内が職員です。

それから見て、119人から26人と、まだ10月続いているんですが、それを見ても、かなり減少傾向にあるということは分かるのかなと思います。

ただ、やはり、減少傾向に移っていても、現在、結城東中学校で、明日まで学級閉鎖になっております。そういうこともございますので、引き続き小・中学校のほうには、対応をきちんとするように、指示のほうをしたいと考えております。

あとは、(1)番として、各種学校行事の開催。現在のところ、感染症対策に十分気をつけながら、各学校で工夫を凝らして実施していただいているということになっております。あとは、特にPTA役員さんとの連携ということをしっかきりしていただいて、お互いに浸透、理解の上で実施できるような形でもっていければと考えております。

(2)番、インフルエンザや各種感染症への対策ということで、今年度はコロナとインフルエンザが一緒になって、かなり猛威を振るうんじゃないかという、そういう予測も出ております。そういうことですので、各学校のほうで対策を抜けないようにしていただければと思います。そういうふうに指示をしていきたいと思います。

その中で、この前、市内の小学校で、ノロウイルス騒ぎがございました。ですから、一時期、何か風評というか、食中毒じゃないのかと。食中毒になったら、これ本当に大変ですので、もちろんノロウイルスも大変なんですけれども、そういうことがないように、この換気、うがい、手洗い、発熱した場合の対応というか、そういうところをもう一回、その基礎基本というのを、小・中学校の職員の皆さんに、当事者意識をきちんと持たせていただきたいということで、指導課からも強く指導しているところでございます。

(3)番です。欠席者、不登校者への学習支援。いろいろと大変なことを含みまして、履修漏れ等がないように、もう一回そちらのほう、学習の進度のところはきちんと確認するようにしていきたいと考えております。

大きい2番です。凡事徹底、当たり前のことをしっかきりやっていきましょうということで、小・中学校には指示してあります。基本的な学校生活の見直しということで挙げてあります。

まず、(1)番、教職員の勤務時間、心身の健康、心配事とか、あとは異動希望、これからそろそろ異動方針が県から出ますので、異動希望とか、そういうところを、先生方もやはり心配事がたくさんありますので、間違

っても精神的に病んでしまうようなことがないように、各学校の管理職がきちんとケアできるように指導していきたいと考えております。

あとは、若手職員の、若手じゃなくてもそうなんですけれども、ちょっと気になっているのは、言葉遣いとか、服装とか、態度とか、電話の接遇とか、そういうところがちょっと抜けているのかなというところが見られます。働き方改革だから、全て逃げてしまうというのではなくて、働き方改革をやっても、やはりきちんと指導しなければいけないところは指導しなきゃいけない、やらなきゃいけないことはやらなきゃいけないということを、若手職員だけじゃなくて、これは先生方にはきちんと指導していくべきかなということで、常に考えております。言葉遣いも同じです。挨拶等も同じです。

(2) 番、自然災害に対する対応ということで、そこにJアラートという、何か久しぶりに聞く言葉があるんですけれども、10月4日に、これ発令になったということで、指導課でも各学校のほうに指導しております。その辺のところ、ちょっと久下課長、分かりましたらお願いします。

指導課長

先ほど教育長からもありましたけれども、Jアラートということで、前回鳴ったのが平成29年、5年前になります。あの時はたしか登校中だったんですね。登校中で引き戻すか、学校に来させちゃうかと、非常に迷ったところがありまして、その時、教育委員会、各学校でも、学校にいるとき、しかも学校にいて、屋外にいる場合、屋内にいる場合、それから登下校中、防災無線が流れた場合、学校の近くにいる場合、それから家の近くにいる場合、近くに頑丈な建物だったり、110番の家のような飛び込める家があるかどうか、そういったものを一覧にした文書のほうを出しましたので、今回もそれに準じて、各学校で対応を協議していただきました。

以上です。

教育長

ありがとうございました。

本当に、忘れた頃にやってくるというか、そういうことがあります。自然災害も同じだと思うんです。そういうときに、各学校、特に小学校なんかは、早帰りの指示がぼんと来るときもあるかもしれない。そういうときに、うまく各学校のほうで引渡しの面とか何か、きちんとできるように、今のところしていただいているんですけれども、またそういうところで、緊急の対応についてはご協力いただけるように指示していきたいと考えております。

(3) 番です。教職員の交通事故防止ということで、事故発生時刻、これどういうことかといいますと、前に、夏休みなんですけれども、朝5時15分とか、夜の10時30分とか、まず、交通事故になっちゃったというのは一大事なんですけれども、その時間に何やってんのということで、やはり不思議に思うんです。何で5時15分に学校へ来なきゃいけないの、夜の10時30分に何やっていたの、学校で仕事というのは、もうそういう仕事はさせない、しないように指示しているんですけれども、そこで何

やってんのということで、やはり先生方にはそれを意識していただきたい。そういうふうにしないと、やはり子供たちに、きちんと元気に対応することができない。子供たちに迷惑かかってしまうということで、働き方改革というのを、もうちょっと先生方に意識していただければということで、指示はしているところです。

(4) 番です。児童・生徒の事故防止、もちろん交通安全指導もありますが、そのほか、いじめ撲滅、あとは生命尊重、もちろん交通事故、いじめ、そうなんですけれども、生命尊重の教育、あともう一つはSNS、こちらの使い方、きちんとこれは、家庭のほうにもご協力いただかなければいけないし、あとこれは、児童・生徒だけじゃなくて、SNSの使い方、先生方にもやはり、これは気をつけてもらわなければいけない。安易な気持ちでSNSを使わないでほしい。そういうことを職員にも徹底していきたいと思います。

(5) 番です。学校内での盗難事故防止ということで、岩崎委員さんには、以前本当にお世話になったんですけれども、いろいろな物が学校からなくなることがあります。そのときに、どういうふうに対応しなきゃいけないのか、そちらのほう、ちょっとまだ危機意識が甘くなっているところで、先生方には指導を徹底していきたいと考えております。もちろん、金品を学校に置かないとか、あとは、自分の物は自分できちんと管理するとか、そういうことを指示できればしていきたいと考えております。あと、これちょっと今、各学校で問題になっているのは、施錠忘れですね。これは本当に情けないです。特に中学校なんかは、部活でも午後5時で真っ暗くなっていて、5時ぐらいまでやって、部活終わってから学校の戸締まりしようとしたら、大体昇降口、4時半とか5時ぐらいにがらがら開いているわけです。そういうような開いているところで、泥棒だったら幾らでも入れちゃう。これは毎年指導しているんですけれども、暗くなってから戸締まりするんじゃないかと、暗くなる前に、もうきちんと昇降口とか施錠して、校内で部活動やっている部活は、きちんと先生がそこに行って、開けて帰すとか、そのぐらいしなかったら、やはり安全管理ってできないんじゃないかなと思っています。そちらのほう、やがて11月になって、もっと暗くなりますので、その辺のところをもう一回指導していきたいと考えております。

次、3番です。行事、その他についてです。

まず、(1) から (8) までありますが、昨日、10月23日、市子連の結城王かるた取り大会というのが、鹿窪体育館でありました。子供たち、小学生中心なんですけれども、一生懸命やっていただいて、結城南中学校の中学生7人ボランティア、あと結城一高の高校生が4人ボランティアで手伝いに来ていただいて、いい行事だなということで、見させていただきました。そういうことがありました。新しく郷土かるた、結城王と新しくなって初めての大会ですので、かなり楽しんでいたようです。

今度の土曜日、日曜日、29日、30日、祭りゆうきがあります。これと同時に、児童・生徒の作品展、手をつなぐ子らの作品展、あとは福井市に行った時の交流活動の情報展というのをやっていますので、JA結城支店の2階でございますので、ぜひ行っていただければと思うんですけども、いつも駐車場がないということで、いろいろとご意見はいただいておりますが、何とか行って見ていただければと思います。

11月3日木曜日、文化の日です。中学校の体育祭。

5日土曜日に小学校の運動会があります。

(3)です。11月5日から7日、土日月が山川文化会館の文化祭。

11月12日、13日がきものday結城。

13日は結城南中学校の50周年記念ということがあります。

11月23日水曜日、午前中、健康の森フェスティバルという、江川北小の、あそこの里山のところでやる予定であります。健康の森フェスティバルということです。同日午後、アクロスで東京室内管弦楽団のファミリーコンサートが実施されます。

11月25日金曜日、結城小学校の150周年記念。結城中学校の入学説明会もその日あります。

11月27日日曜日、結城市総合防災訓練、鹿窪運動公園です。

11月30日水曜日、結城南中と結城東中の入学説明会があります。そちらに書いてありますが、一応、今年度、12月27日の火曜日と28日の水曜日は学校閉庁日にしてあります。11月13日は県民の日なんですけれども、部活可ということで、普通の日曜日になっております。

あと、米印で、これは非常にうれしいことなんですけれども、絹川小学校の大島養護教諭が、令和4年度の茨城県優秀教職員表彰ということで表彰を受けます。とてもすばらしいことだと思います。本来でしたら、東京の東京大学かメルパルクホールのほうに行って、全国の表彰式に参加するのですけれども、こういう状況なので、伝達ということで表彰されるようです。

そちらには書いていないんですが、子供たちも頑張っって、一応口頭でお話しさせていただきたいと思います。茨城県の科学研究作品展、理科のほうですね、研究作品展で、げんでん財団科学賞ということで、結城小学校6年生の宮崎君が受賞しております。これは何か、テーマは池の色を変える微生物パート2ということだそうです。6年生の宮崎君です。

あと、茨城県の発明工夫展でも、いろいろと入賞しています。特別賞、水戸市長賞ということで、江川北小6年の町田さんが特別賞に入っています。また、江川北小学校は、県全体で2校しかないんですけれども、団体賞ということで、学校賞を頂いております。そのほか、県の入選として、優秀賞が1点、優良賞が2点ということで、小・中学生は本当に頑張っってくれています。あとは、地域安全マップコンクール22ということで、低学年の部の県教育長賞ということで、結城西小学校の1年生の寺崎さんが、

この県の教育長賞を頂いています。これ、昨年お姉さんかお兄さんが、やはり県のほうで知事賞か何か取っていると思います。非常に素晴らしいことだと思います。ご報告させていただきました。

2番です。就学時健康診断について、現在まだ実施中ですが、そちらのほうにまとめてあります。来年度の小学校入学予定者です。就学時健診、そこで受けた人数になると、欠席とか何かがありますので、受ける入学予定者を上の段に書いてあります。括弧は今年の、今年度の入学者です。就学時健診と書いてありますけれども、健診実施者ではないということです。入学者、入学予定者です。令和3年度は新入生、市内全体で小学生新入生が391人、今年度は一応387人というふうになっております。

3番、第2回市町村教育長会議、10月27日に研修センターであります。こちら、後でまた分かりましたら、お持ちしたいと思います。

4番、市内市政懇談会ということで、10月19日から10月27日まで実施される予定で、既に3地区終わっています。あと、10月27日が絹川地区で最後になります。

大体、教育行政に関係するようなことを、白丸4つぐらい書かせていただきました。そのほか、結城廃寺についてとか、そういうことで質問があったこともありました。

これ、参考になんですけれども、いよいよ人事が始まります。管内教育長会議、人事方針の説明ということで、11月15日火曜日に実施されます。あとは、それを受けまして、臨時校長会、今度は市のほうに伝達ということで、一応11月21日10時、これ予定ということになっています。後で、こちらのほうは学校に連絡したいと思います。ということで、人事の季節になっているということです。

以上、私のほうから教育長報告のほうをさせていただきました。何かご質問等ございましたらお願いします。

赤木委員  
教育長  
赤木委員

じゃ、よろしいでしょうか。

赤木委員。

大きな1番、アフターコロナに向けた対応ということで、その中の(3)番、欠席者・不登校者への学習支援、履修漏れの確認ということなんです。現在、このコロナを理由に不登校になったり欠席している子って、実際いるんですか。

教育長  
指導課長  
赤木委員  
指導課長  
赤木委員

久下課長、分かりますか。

若干名います。

若干名。

若干名です。そんなに多くはないです。

その子たちが、コロナが終わって、沈静化してきたら、学校に登校できる、そういうふうな形の支援が必要だと思うんですが、ここのところでの学習支援とか履修漏れの確認というのは、具体的な方法とかそういうのは、どういうふうに今のところ考えていらっしゃるでしょうか。

教育長 課長のほうで何か答えられますか。

指導課長 学習進度状況については、個別に対応するしかないと思いますので、休みが多かった子供を個別に確認をした上で、補習なり、あとは学習漏れをしてしまったところの学び直しを行うことになるかなというふうに思います。

赤木委員 そういう子に対して、リモートなんかも、積極的に学校のほうでは進めているわけですか。

指導課長 そうです。

赤木委員 せっかくあるものですから、どんどん活用していただいて、そういう中でも、そろそろ安心できるような状況になってから出ておいでなんていうことの働きかけも、また必要なことと思いますよね。ぜひ、そういう繰り返しということをお願いできればと思います。

あと、もう1点よろしいですか。2番の(2)の中で、自然災害に対する対応、Jアラートなんてことで書いてあるんですが、やはり本当に、これから何が起こるか分からないですよ。突然地震がきたり、竜巻がきたり、あるいはJアラートなんていうとんでもないことが起きたり、そういう中で、やはり教育委員会としても、市の教育委員会としても、例えば自治会の連合会とか、あるいは青少年育成市民会議にどんどん働きかけて、子供たちの登下校の見守り、委員会としてはこういうふうに考えているんですが、それぞれの会でもよろしくお願ひしますという働きかけは、常時行っていく必要があるのかなと思いますよね。実際、青少年市民育成会議なんかは、見守り隊なんてことでやってくださっているようですけれども、全部が全部じゃないですから、できるだけ、どこの地域でもどこの地区でも実施できるような形での働きかけをお願いというのは、継続していくべきかなと思います。

教育長 ありがとうございます。

これ、市長のほうから、山川の市政懇談会でお話していただいたんですけども、新しい筑西幹線道路のところに信号が建つということで、それは決定したようです。ただ、いつになるか、ちょっと分からない。今まで、山川小学校の先生方とか保護者の皆さん、あとは結城南中の先生方とかには本当にずっと、毎日朝と夕、ついていていただいて、おかげさまで交通事故なかったということで、これ本当にありがたい、いつまでも、いつまでもそれ、先生方にやってもらわなきゃいけないのかなと、ずっとちょっと考えていたもんですから、あとはもう学校のほうでちょっと検討していただきたい、そういうような状況というのは、連絡がありました。

中村委員 いいですか。

教育長 中村委員。

中村委員 ちょっと幾つか、質問やら確認やらあるんですけども、まず、関連で、今赤木委員さんのほうからあった履修に関してなんですが、例えば、最近是不登校、コロナ関係だけじゃなくて、むしろ生徒指導上の問題だと思う

んだけれども、不登校に関しては、例年どおりという感じでしょうかね。それが一つ。

指導課長

前年比で、小学校がほぼ同じです。中学校は4人増えている程度です。やはり、この時期に、月2回ぐらいずつ休んでいた子が、一気に10日を超えて、出てくるような状況なんです、いつも。それについても例年どおりです。

中村委員

ありがとうございます。

もう一つは、私いつもこれ思うんだけれども、履修に関して、最後、小学校・中学校両方あると思うんですが、主に中学校、卒業認定資格というか、履修に関しての捉え方なんです、判例なんかで見るとかなり厳しいんですよね。実際、卒業認定をさせることができ得る要件を満たすというのは、ある程度規定されているんじゃないかと思うんですよ。例えば、教育課程の実数で何パーセントとか、そういう具体的な例はいかないにしても、判例なんかでは、半分まで履修できていないと、卒業させ得るだけの資格は得られないという、それだと思うんですよね。変わったかもしれないんですが。それで、例えば、結城市として、そういった一つの目安は持っていて、各学校に周知されているのかどうかということが一つあるんです。実際に、そういったことに関係してくるような事例があったかどうかというのを含めて、それちょっと知りたいところではあるんですが、いかがですか。

教育長

久下課長。

指導課長

特に、市として判定基準を設けているわけではないんですが、学校ごとに進級、それから卒業の判定会議のほうは行って、場合によってはテスト等を行って、履修等がきちんと定着しているかどうかみたいのところを見た上で、総合的に判断するという形を取っております。

中村委員

実際の例としては、そういった判定に回すような対象になったお子さんはいないですかね。

指導課長

いないです。

中村委員

というのは、結局、普通に問題なく進行していくとは思いますが、例えば、周りから、保護者から、別の保護者からそういう意見もあるんです、私の耳に入ってくる。いつもあの子学校行っていないんだけれども、何で卒業できるのという。端的に言うとそういうことなんだよね。だから、それを、きっと知らないんですよね。きっと、その保護者の方は。先ほどのクレームとかというような話ありましたけれども、そういった方が疑問を直接クレームとして寄せてくると、それに対して答えなきゃならないですよ。だから、そういうときに、ちょっと困らないような、一つのアウトラインを引いておいたほうがいいかなと思いはしましたので、ちょっと質問させてもらいました。

それから、関連して、いいですか、ちょっともう少しあるんですが。クレーム対応なんです、先ほど教育長もお話ししていましたが、学

校の先生って、何でもはいはいと聞くんですよね。私、ちょっと2年間ぐらい、一般の企業、事業所にいたことあるんです。物すごくその辺徹底しています。私、はいはいと聞いていたら、いつまでも聞いているんじゃない、それは営業妨害だからすぐ警察呼べ、全然違うんですよ、学校のその対応と。でも、それは一理あるんですよね。営業妨害って、学校の、やはり業務妨害ということに関しては、きっとそれが該当すると思うんです。先生方って恐らく、ちゃんと相手の、どんな方でも相手の話を聞くと思うんですよ。それは違うんじゃないかと思います。もうこれは、理不尽なことと言っている、例えば、人の人格をけなすような、そういったことを言ってくる、そうしたら、すぐ先ほどの話、警察ですよ。その方法論はあると思うんですが、とにかくそういったものも含めて、実は先ほど、その前にあった接遇の問題なんです、接遇研修。今まで結局、事務の方が、事務室があって、外線は事務に入ってくるんですよね。その事務から校長さんなり、それから誰々先生なりとかという、そういうふうに伝達するようになっていたと思うんです。今はきっと職員室に入ってくると思うんですね、電話は。そのときに、恐らく教頭先生なりは大体経験も豊富ですし、きちっとした対応できると思うんですが、若い先生方が、例えば取ったときに、いろんな受け答えがあると思うんですよ。経験の豊富な、若い先生でも、そういったものは心得ている先生は、きちっと自分の名前も言えるだろうし、それは自分の名前言うかどうかというのは別問題として、先生方の接遇研修というのは、やっていますか。

指導課長

年度当初に、電話の受け答えとか、あとお客様が来校されたときとかの対処方法については、一覧を作って、必ず学校で周知するようにということをやっております。

中村委員

それは結構なことだよ。先ほどのクレーム、クレマーに対してはどうかという、そこまで踏み込んで、きっと研修ができるといいと思うんです。じゃないと、先生方疲弊しちゃうと思うんですよ。何でもかんでもはいはいと聞いていて、罵られたりなんかしていると、別に強く出るというわけじゃないんだけど、そういったときの、やはりハウツーを、やはり研修の中で培っていただけたらいいと思います。じゃないと、先生方、本当に、そのほかにも、子供の、たくさんのいろんな子供さんいる中で、その子供たちを指導していくというときに、物すごく先生方って大変だと思います。だから、そういったときに、きちっと、安心して生活できるように、やはり指導できるように、だめなのはだめというようなことを指導されたらいいかなと思いますので、そういうふうに思いました。

あとは、タブレット、子供たち扱っていますよね。これもちょっとWEBニュースと、ニュースでちょっと耳にしたんですが、何かかなり壊れるケースがあって、子供って、タブレットってこう手持ちで落としますよね。今の、きっと端末あまり壊れないとは思うんですが、その壊れる率がかなり増えてきたというんですよね。扱えば扱うほど増えますよね、扱う機会

が多くなれば。そのときに、行政がパンクしちゃっている、要するに小規模の予算しか立てられない行政は。市内の状況ってどうですか、その端末の故障みたいな、不具合みたいなものも含めて、どうですか。

教育長 課長、何か分かりますか。

学校教育課長 何件かは上がってきているケースもあります。ただ、今のところ、もちろん故意、過失によるものというのは本人にお話をさせていただいて、そうでないものについてはこちらで修繕を実施しております。それほど件数的には、今のところ上がっておりません。恐らく皆さん大事に使いましようということで、初めに通知もつけるし、先生方の諸注意があつてのことだと思っております。

中村委員 大事に使っているか、あまり使う頻度は少ないかということかもしれないんですが、そんなことではない、大事に使ってくれているんだろうということですよ。私、行政の規模が分からないんですが、4月から既に約400万という、そういう修繕費がかかっているという、あるところの行政の話ですが、そんなのないですよ。

学校教育課長 そんなにかかっています。

中村委員 よかったです。

以上です。すみません。

教育長 ありがとうございます、貴重なご意見。

ほか、いかがですか。

岩崎委員。

岩崎委員 私も、中村委員さんがちょっと話ありました、学校への要望、クレーム等についてなんですけれども、先ほどの教育長のお話では、今回、市内での事例に対しての、それを基に各校に、いろんな対応のマニュアル的なものを通知しているというふうに、私受け取ったんですが、ただ、いろんな、学校だけではなくて、企業もそうなんですけれども、クレーム対応、こういうクレームとか、こういう電話対応に対して、得意な人、得意な人という言い方もおかしいんですが、割かしうまくやれる人と、すごく苦手な人がいると思うんですよ。これは、先生方の中にもそういう方がいらっしゃると思うんで、でも、今現状では、職員室にいる教職員のどなたかが、電話かかってくれば出なくちゃいけない。そうすると、そういうふうに苦手な人は、すごく電話出づらいわけですよ。でも、そういうのもよく把握をしてあげて、得意な人はいないと思うんですが、そういうところもきちんと把握をしてあげて、それで、もし出ちゃって、そういうことになった場合には、じゃ、誰に電話を回してくださいよとかと、そういう細かいところまでやってあげることが、先生方が安心して勤務できるような環境を実現できることなんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう、教育長。

教育長 岩崎委員さんが言ったとおりだと思います。やはり、大きな重大事案とか、生命に関するようなこととか、これはもう当然、もう大体学校でもマニュアルができていまして、窓口は教頭一本だよ、あるいは新聞記者とか、

そういうところからあったときも、窓口は一本、そういうふうに、やはり学校のほうでしないと、ああでもない、こうでもない、言っていることが違うということになっちゃいますんで、そういうところではきちんとしています。分からないところは、そのほかの、ちょっと強めの要望とか何かは、自分でももちろん答えますけれども、分からなかったら、いいかげんなことは言わないで、やはり上司、あとは教頭、校長に相談するということは、やはり徹底すべきものは徹底すべきだと思いますので。

岩崎委員

そのときに、どうしても自分が対応できなければ、一旦切らせてもらって、再度担当からかけますよというふうな切り方はもちろんあると思うので、そういうちょっとしたところをうまく、何というか、指導していただけるといいのかなと思います。

教育長

ありがとうございます。

赤木委員。

赤木委員

今、岩崎委員おっしゃったように、あれ、一旦切るというのはとても有効なんですよね。相手がヒートアップして、だんだん、そこで切っちゃうのは失礼なのかもしれないですけども、少々お待ちください、またこちらからという場を変えてというのも、一つのクレーム対応の方法ということで、ちょっと教わったような気がするんですが、今、行政では、クレーム対応の研修会なんてやっていらっしゃらないですか。

学校教育課長

行っております。

赤木委員

やっていますよね。そういうときに、学校の先生方も、各校何人かということで、研修に参加させてもらってはどうですかね。やはり、そういう機会があって初めて、そういうふうに対応するのか、そういうふうを考えていくのかということで、ふだんの保護者対応なんかでも上手にできるようになってくる機会なんじゃないかと思いますので、そういう機会なんかはどんどん生かしてもらいたいなと思います。

教育長

ありがとうございます。

田中委員さん、聞いていて、保護者の立場から。

田中委員

2点質問があるんですが、先ほど赤木委員さんのほうから、登下校の安全確保というところでお話があったんですが、以前、下校時に、これから下校しますという防災行政無線で、地域の方々見守りお願いしますという防災行政無線なっていたんですが、最近聞かないかなと思って、それは流す、流さない決まりとかがあるんですか。

学校教育課長

じゃ、よろしいですか。お答えさせていただいて。

教育長

課長。

学校教育課長

まだ、夜暗くなる前なので、実は流していないのが本当のところですよ。下校時間が変わらず、日がどんどん短くなるようでしたら、防災無線のほうをどんどん流していくというふうな形を考えておりますので、夏場はあまり流れていなかったはずなんです。これから冬場なので、流すというふうな形になってくるかと思っております。

田中委員 分かりました。

あともう1点、行事というところで、運動会のほう、子供たち今練習しているんですが、コロナ前は9月末とかに実施していたと思うんですが、何かコロナが始まってから、11月になっていて、それは何か理由とかあったのはあるんですかね。

教育長 久下課長、分かります。

指導課長 このところのコロナの感染状況を見た時に、この10月半ばぐらいから11月ってすごく落ち着いてくる時期なんです。9月末というと、熱中症の問題等もあって、いつにしようかという話になった時に、この一番感染状況も落ち着くというところで、11月あたりということで、結城市の場合には、大体一緒にやるということになっているので、皆さんの合意というか、総意の下に、この時期に設定させていただいております。

田中委員 それじゃ、今後も、状況を見ながら。

指導課長 そうですね。

田中委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 防災行政無線って流れていなかった。我々が聞いていたのは八千代町の防災行政無線だったのかな。

田中委員 八千代町はずっとなっているんですよ、多分、夏でも何でも。

赤木委員 八千代町、古河市は3時半頃流れています。

教育長 当然、当たり前のように鳴っているんだなと、あれ八千代町だった。

田中委員 そうなんですよ。結城は、だから、でも小学生の下校時間って、暗いときに帰ることってなかなかないんですよ、早い、2時40分下校とか、だから、何か期間限定にしたほうがいいんですかね、その辺は.....

教育長 課長。

学校教育課長 いろいろな勤務形態の方がいらっしゃって、当然、防災行政無線が流れる頃お休みになる方も中にはいらっしゃいますので、極力その方々にもご協力いただけるように、必要な時間に、必要なときに流すというふうな形を考えております。

田中委員 なるほど、分かりました。

教育長 中村委員。

中村委員 子供たちの動きで、私、朝、毎日じゃないんだけど、散歩するんです。午前6時ぐらい。中学生って、今、コロナ対応も緩んできたというか、緩和されてきたというか、そのせいもあるんでしょうけれども、朝練やっていますよね。

教育長 朝練はやっていないです。結城中の陸上部とか、駅伝とか、特設のときに1週間ぐらいやる時あるんですけども、朝練は今、結城市はやっていない。

中村委員 結城中やっていない。結城南中もやっていない。

教育長 陸上とかのときには、総体の6月あたりのときには、1週間ぐらいやる時あります。

中村委員

何か、そういった特設、特別な事情があったんでしょうけれども、一つ、それはまあいいんですけれども、子供が、やはり朝、特別な事情があって、運動部だけじゃないと思うんだけど、文化活動とか何かでもいいと思うんだけど、先生が子供たちの登校より前に、やはり来ていてほしいなど、私思うんですよ。開いていない門の前でずっと待っているというのも、いろんな意味で、何か問題があるかなと、ちょっと感じたんですよ。今はどういうふうにか分らないですけども、子供たちの安全指導等が、今問題に、いろいろなっていますけれども、例えば、そういう登校の途中、校内であれば、もう当然これ学校の管理責任問われますけれども、登校途中って門の外は学校の責任じゃないよというわけにも、なかなかいかないと思うんです。そのとき何かトラブルがあったときに、ちょっと心配だなと思う事案があったので、だったら、子供たちがいろいろな事情があって、親に早く行けと言われて出て来ちゃったかもしれないですが、できれば、子供が来る前に先生が門を開けて入れてあげられるぐらいの、そういう配慮が必要かなと思うことが、度々ではないけれども、何回かあったので、ちょっと気になりましたので。

教育長

生徒の、特に中学校なんですけど、生徒の登校時刻と、先生方の登校時刻が、多分10分ぐらいずらしてあると思うんです、そういうことで。ただ、10分だけで子供たちよりも早く来られるかといったら、全然来られないですけども、それと、午前8時10分ということで、生徒には、今でもそうだと思うんですけども、午前7時40分前には来なくて、それを何も指導しないと、幾らでも早く来ちゃうんです。だからそれ、中村委員さん言われたように、こちらでも、もう全然責任は負えない。7時40分前には絶対来ないように、だからそれで、開けて入れちゃうと、どんどんやはり来ちゃうんです。7時半でも開けてくれるんだと思うと、みんな来ちゃう。だからそれ、かわいそうなんだけれども、それはもう絶対、それやめましょうということで、徹底していても、やはり寒いときとか、大雨のときなんか、そういうときにやはり早く来ていたら、やはり入れる、何で入れないんだと、入れたらいいだろうと、そういうことは言いますが、その辺のところは、先生方もやはり、早く、部活とか何かだったら、当然早く来るのは当たり前なんですけれども、普通のとときに8時出勤のところを7時半に来るとするのは、なかなかそれは、こちらのほうとしても言えない。あとは、先生方の、それは意識にお任せ。ただ、結局、先生方の好意に甘えているということになっちゃうと思うんで、そちらのほうは非常に難しいところかな。家から登下校というのは、学校の管理内ということにはなっているんですけども、あと、これはもう家庭の責任だと思いますし、そのぐらい、やはりご家庭のほうでも、やはりきちんと自転車の乗り方とか、ながらスマホとか、そういうことは徹底してもらいたいなと思っています。全て先生方に、いじめというのは学校の内外を問わないというのは、一番法律的におかしい解釈だということを、それも交通事

故と同じような感じで、学校の内外、いじめなんて恐らく先生方って絶対無理だと思いますよ、正直言って。それと同じように、交通事故というのも、朝のときにはもう本当に気をつけて来てもらうしかない、私は思っていました。

以上です。

中村委員 私も同感なんですけれども、ただ、朝6時頃来るんですよね。閉まっていて入れないで、子供がどうしていいかわからないような状況でいたものだから、それは子供たちとか、あとは親御さんに、そういったルールを徹底していくということも必要ですよ。私がそういう体験した、その目の前で子供がそういった状況にあったというのが、それは子供さんは知っていてたまたま早く来ちゃったかどうか知らないですが、その辺は定かではないので、何とも言えないんですけども、そういった約束を、ルールを徹底するというのを、まず前提として必要かなと思いました。

指導課長 いつ頃でしたか。

中村委員 いつ頃だろう、1か月ぐらい前だな。

指導課長 ちょっと確認してみます。状況を確認して。

中村委員 結城南中学校です。午前6時ぐらい。

教育長 それ、大会とか、当然総体とか何かあるでしょうから、そういうんではなくて。

中村委員 聞いたんです。何部かと聞いたんですよ、大体部活、運動部の子では間違いないんですけども。もうすぐ先生来るだろうという話で、一応話しかけてはしたんですけども。 平日でしたよね。

教育長 陸上もやっていないし。

中村委員 ちょっと平日、私平日と休日と、何か自分の生活スタイルの中で分からなくなっちゃうんで、ちょっと休日かもしれないし、たぶん平日だった。

教育長 それ、とんでもないことなんで。ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

教育長 ありがとうございます。

では、報告第13号については終了いたします。

#### ◎報告第14号 令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針について

教育長 次に、報告第14号 令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針について、事務局からお願いします。

学校教育課長 報告第14号 令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針について。上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和4年10月24日提出、結城市教育委員会教育長、黒田光浩。

議案書の8ページご覧ください。

令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針です。

この方針につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、結城市教育委員会が行う事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方法等について定めるものでございます。

まず、趣旨としまして、効果的な教育行政の一層の推進を図ること、また、市民に信頼される開かれた教育行政を推進すること、この2つが趣旨でございます。

評価対象としましては、結城市が実施している行政評価の評価対象事業のうち、外部評価が必要と事務局が選択した教育に関する事業についての点検・評価でございます。おおむね12事業で、令和3年度の実績でございますと、12事業で学校教育課が4事業、指導課・生涯学習課が3事業、スポーツ振興課が2事業というふうな結果の評価を実施いたしました。

3番の評価方法で、年1回実施すると、結城市が実施している行政評価システムを活用するものとし、結城市行政評価実施要綱及び結城市行政評価実施方針に基づいて、評価対象事業担当課の記入評価、一次評価及び企画調整会議による最終評価の点検を行う。

ちょっと12ページを見ていただきますと、今ほど言った結城市の令和4年度の行政評価実施方針というものが載っています。これを参考に評価をしていただくというふうな流れになります。

戻っていただいて、8ページになります。

3、結城市行政評価実施方針別表により学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会及び点検評価、最終点検及び評価を行う、この別表2というものが15ページにつけさせていただいております。最終的には、新規事業の場合は予定どおり要求するのか、一次改善の上要求するのか、新規事業としては今回見送るのか、その他の処理をするのか、また、ずっと継続している事業については、今後拡充していくのか、改善改革しながら継続するのか、現状のまま継続するのか、それとも別の事業に統合もしくは新事業へと展開していくのか、縮小するのか、休止・廃止・終了するのかといったふうなことを評価していただく形になります。

戻りまして、8ページ4番、外部評価、結城市教育事務評価委員を置くとあります。本日の議案第12号でご決議いただいた方々の委員がその教育事務評価委員というふうな形になります。委員の任期は2年間となっております。

評価方法の活用として、点検評価の結果を踏まえ、次年度以降に事業運営に反映させる。

評価結果の公表としまして、9ページになりますが、結城市議会へ提出するとなっております。実はこちらが、今年の3月議会に公表した結城市事務評価になります。ここに8番と振ってあるのは、実は議案書の番号で、1番からずっと何番かまでの議案書番号が振ってあります。その8番目ということで、ここにある、こんなふうな形で実施しまして、こういう趣旨で実施しますよ、実施しましたよ、中身は先ほど見ていただいた15ペ

ージと同じで、こんなふうな評価の方法でしたよ、ちょっと細かいんですが、これちょっと細かくしちゃったんですが、ここに12事業あって、最後の評価結果がここ、一番右端に載っているというふうなものでございます。こちら、市のホームページでも、議員さんに報告した後に広報するというふうな形になります。評価公表としては、市のホームページで公開する流れになっております。

続いて、10ページをご覧ください。

簡単なスケジュールを書かせていただきました。

令和4年度10月教育委員会定例会で、この評価実施方針のほうをご報告をさせていただきました。外部評価委員さんのほうに説明をしながら、この評価についての説明をしながら、事務事業の内容の説明だったり質疑を通して点検評価を次回以降にさせていただく。12月の教育委員会に提案をいたしまして、それでまた3月議会のほうに報告するというふうな流れになっております。

次の11ページが教育事務点検の評価の流れというふうになっております。以降、12、13、14、15ページについては参考としてつけさせていただきました。

以上が報告第14号 令和4年度結城市教育事務点検・評価実施方針についてでございます。

教育長

ありがとうございました。

ご質問等ございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長

じゃ、また、もしお気づきの点がございましたら、後でご連絡いただければと思います。どうぞよろしくをお願いします。

では、報告第14号については終了させていただきます。

そのほかに何かございましたらお願いします。

大木課長。

学校教育課長

今後の教育委員会の予定になります。

11月の定例会が11月25日金曜日13時30分からこちらになります。12月の定例会、今のところ26日の月曜日13時30分を予定しておりますので、ご予約のほうを空けておいていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育長

それでは、以上で教育委員会第10月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時55分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め、下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員